

仕様書

1 業務名

北海道・札幌へのGX産業の集積に向けた基礎調査業務

2 目的

令和5年6月に、産学官金の21機関から成るGX・金融コンソーシアム「Team Sapporo-Hokkaido」(以下「TSH」という。)を設立し、今後10年間で150兆円超ともいわれるGXの官民投資、及びそれに呼応した世界中からの投資を北海道・札幌に呼び込むため、洋上風力発電や水素製造等の事業化を進める「8つのGXプロジェクト」、そして、投資を促進するための情報基盤整備やファンド組成等を進める「6つの重点取組」を中心に、様々なチャレンジを始めている。

これらの取組を進めることで、GX産業のサプライチェーンの構築・雇用創出を図り、電気・水素等の地域利用・道外移出等を通じた経済活性化に繋げるとともに、スタートアップの創出・育成を進め、世界中から資産運用会社等の金融機能を北海道・札幌に呼び込み、日本の再生可能エネルギーの供給基地、そして、世界中からGXに関する資金・人材・情報が集積するアジア・世界の金融センターを実現したいと考えているところ。

この取組を具体化していくためには、道内のGX関連産業の現状及び将来的な事業ニーズ等を幅広く情報収集し、これに基づく道外・国外からのGX事業者の誘致や、特区を活用する事業者の掘り起こし、道内事業者のGX産業への参入促進を進めるとともに、GX産業の市場規模や経済波及効果から、資金需要のボリューム・時間軸を整理し、GX産業集積のための中長期の取組の方向性を検討していく必要があり、これらを目的とした調査を実施する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

4 業務内容

下記の調査項目及び調査内容に基づき、調査の実行計画及び全体スケジュール案を速やかに作成し、委託者と協議・調整を経た上で、必要な調査を行うこと。なお、いずれの項目の調査についても、文献等による調査に加え、必要に応じて関連企業へのアンケート・ヒアリング等も実施すること。

また、調査の進捗状況・調査結果の共有及び調査内容の協議・調整のため、委託者と定期的に打合せを行う(原則週1回とするが、業務の進捗状況等に応じて、協議の上変更することを妨げない)。

※本仕様書における「GX関連産業」の定義

TSHで取り組んでいる8つのGXプロジェクトのうち、SAF、水素、洋上風力関連産業、蓄電池、電気及び水素運搬船に加え、太陽光発電、陸上風力発電、バイオマス発電、地熱発電を含めた産業分野のこと。

(1) 現状及び今後のGX関連事業に係る事業内容・ニーズの調査

ア 2040年頃までに道内で展開されるGX関連事業と関連事業者の整理

(ア) 道内でGX関連産業に係る事業（以下「GX関連事業」という。）を実施している事業者に対し、以下の調査を行い、調査結果をGX関連事業の項目ごとに整理すること。

- ① 事業主体（合弁会社など複数の企業・団体が関わっている場合は、その構成員も含む）、事業内容、事業スケジュール
- ② 現在実施しているGX関連事業に対する追加投資を行う意向があるか（意向がある場合はその時期）
- ③ 新たなGX関連事業を実施する意向があるか（意向がある場合はその時期）現時点で意向がない場合、どういった条件が整えば参入の動機づけになるか
- ④ 事業を行うにあたり障壁となっており、規制緩和等が必要な項目がないか

(イ) 道外・国外でGX関連事業を実施している事業者に対し、以下の調査を行い、調査結果をGX関連事業の項目ごとに整理すること。

- ① 今後、道内でGX関連事業を実施する意向があるか（現時点で意向がない場合、どういった条件が整えば参入の動機づけになるか）
- ② 意向がある場合の事業主体（合弁会社など複数の企業・団体が関わっている場合は、その構成員も含む）、事業内容、事業スケジュール、道内企業との連携意向

③ 事業を行うにあたり障壁となっており、規制緩和等が必要な項目がないか
なお、(ア)及び(イ)の調査で、ヒアリングを行う事業者数は最低30社以上とし、追加投資や事業実施は、2040年までに設備や施設の建設がスタートするものを指すこととする。

また、これらの調査は、近畿経済産業局が、令和5年度に「水素関連産業への新規参入に係る参入障壁調査」(https://www.kansai.meti.go.jp/5-lshiene/smart_energy_initiative/data/2023hydrogen_data.pdf)を行っているため、当該調査の結果も参考に、重複した調査を行わないよう留意すること。

イ GX関連事業のサプライチェーンの構築状況の調査

上記アで調査したGX関連事業の項目ごとに、サプライチェーン（上流の原材料・資源の確保から、下流の最終製品製造・使用まで）がどのように構築されているのかを調査すること。併せて、原材料や資源、部品等が、どういった都市・企業から調達され、製造されているのかを踏まえ、道内でサプライチェーンを構築するための課題についても調査すること。

なお、令和5年度に北海道庁が「洋上風力発電サプライチェーン構築・人材確保支援事業」において、洋上風力に関する調査を行っており、概要資料は委託者から提供可能であるため、当該資料も参考に、重複した調査を行わないよう留意すること。

ウ 道内企業のGX関連事業への参入可能性及び課題等の調査

道内企業がGX関連事業に参入（自身が事業主体となるだけでなく、上記イの調査で整理したサプライチェーンへの参入も含む）するにあたり、必要となる技

術や参入にあたっての課題・障壁（その改善手法を含む）を調査し、参入可能性をGX関連産業の項目ごとに整理すること。

なお、北海道庁が令和5年度に「環境・エネルギー産業総合支援事業」において、道内企業への実態調査を行っており、調査結果の一部は委託者から提供可能であるため、当該資料も参考に、重複した調査を行わないよう留意すること。

(2) 市場規模推計及び経済波及効果の算定

道内におけるGX関連産業ごとの投資の現況を調査し、市場規模を整理するとともに、2050年までのGX関連産業別の市場の成長可能性、市場規模について推計すること。

また、上記の市場規模に基づき、北海道及び札幌市における2050年までの経済波及効果について、北海道及び札幌市産業連関表を用いて算定すること。

北海道：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/renkanhyou2.html>

札幌市：<https://www.city.sapporo.jp/toukei/sna/sna.html>

なお、これらの分析・算定は、GX実現に向けた基本方針、GX2040ビジョン策定、エネルギー基本計画の見直し（エネルギー安定供給に向けた電源構成）をはじめとする国や北海道の計画のほか、電力広域的運営推進機関による「全国及び供給区域ごとの需要想定（2024年度）https://www.occto.or.jp/juyousoutei/2023/240124_juyousoutei_2024.html）において、北海道内の電力需要が今後増加するとの想定が示されていることなどを踏まえて行うこと。

※本項目において調査・整理する市場規模を構成する「GX関連産業」の定義

TSHで取り組んでいる8つのGXプロジェクト（SAF、水素、洋上風力関連産業、蓄電池、次世代半導体、電気及び水素運搬船、海底直流送電網、データセンター）に加え、太陽光発電、陸上風力発電、バイオマス発電、地熱発電を含めた産業分野のこと。

（本項目においてのみ、仕様書P2上部に記載した「GX関連産業」の定義を拡大するため、留意すること）

(3) 中長期の取組の方向性の検討

今後中長期に渡りGX推進を効率的に進めるため、国のGX関連政策の動向や研究・技術開発の進捗なども踏まえながら、道内におけるGX産業集積のためのロードマップを作成すること。また、ロードマップを踏まえ、2040年までの北海道におけるGX関連産業集積のための戦略の骨子案を作成し、本調査で洗い出した道内GX産業集積に関する課題に対する解決策への提言を行うこと。なお、ロードマップ作成にあたっては、下記の点に留意して作成すること。

北海道におけるものと札幌市におけるものを分けた上で、成長ステージ・分野ごとに、誘致企業群・参入可能道内企業群・投資案件などのターゲットを明確化して整理すること。（下記の分類は一例であり、別の形で整理することを妨げない）

- ・ 黎明期（GX案件創出・投資誘致、海外企業受入体制整備）
- ・ 推進期（GX案件自然増、官民の再エネ利用拡大推進）
- ・ 収穫期（GX事業からの再エネでカーボンニュートラル促進）

5 成果物

受託者は、以下の成果物を提出すること。提出期限は令和7年3月31日までとする。

(1) 実施報告書…A 4（縦横不問）、カラー両面印刷（枚数制限無し） 10部

報告書については、意味不明、不完全又は曖昧な表現の記述をしないよう留意し、専門的又は特殊な法律・技術用語については、用語解説又は注釈を付記すること。

また、報告書等の納入後、委託者において実施する履行検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該箇所の修正又は追加を行うこと。

(2) 電子データ…電子媒体（CD-R等）1組

上記実施報告書の編集可能な電子データを収納し、電子媒体（CD-R等）で1組提出すること。

なお、提出前にデータのウイルスチェックをするほか、データ形式については、委託者と協議の上、決定すること。

6 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、以下のとおり環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 その他特記事項

(1) 疑義の解消等

本業務の実施にあたっては、委託者と十分な打ち合わせを行ったうえで手配、実施すること。また、関係法令等を遵守するとともに、業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書に明記の無い点又は疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し、承認を得ること。

なお、本業務に関して問題が生じた場合、緊急時の対応が必要になった場合には、直ちに委託者と協議し、必要な措置を講じること。

(2) 著作権等

受託者は、委託者に対し、本業務に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許件、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するのとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(3) 情報管理及び守秘義務について

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

また、受託者は、この業務を処理するにあたって知り得た情報を他に漏らしてはならない。さらに、受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するにあたって知り得た情報を、他に漏らさないようにしなければならない。契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(4) 個人情報の取り扱いについて

受託者は、この契約による業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

(5) 再委託等について

受託者は、この業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(6) 損害賠償について

受託者の契約不履行等により、委託者が損害を被った場合には、賠償を求める場合がある。

8 連絡先

札幌市中央区北1条西3丁目ばらと北一条ビル8階

Team Sapporo-Hokkaido 事業推進協議会

(事務局：札幌市まちづくり政策局グリーントランスフォーメーション推進室)

担当：中村、佐藤、西出 電話番号：011-211-2725

【別記】個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するにあたり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するにあたって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するにあたって、委託者から提供された個人情報

報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事

前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱い状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

以下、余白。